

「デザイナー・ベビー」技術の到来による 自己喪失と社会の変容

大野由貴

1. 理想の子どもをつくる技術

映画『ガタカ (GATTACA)』⁽¹⁾は、遺伝子操作によって生まれながらに優れた知能や体力を持った「適合者」と、「欠陥」のある遺伝子を持ちうる自然出産で産まれた「不適合者」との間で社会的差別がある世界を描いている。

自然出産によって産まれた主人公ヴィンセントは幼い頃より宇宙飛行士になる夢を描いていた。しかし「適合者」しか資格が与えられない宇宙飛行士は、「不適合者」の彼にとって到底叶わない夢である。そこでヴィンセントは、「適合者」でありながら、両足の自由を失ったジェロームになりすまし夢を叶えようとする…。

これはあくまで映画であり、フィクションである。しかし近年の技術の進展は遺伝子解読にまで到達しており、そう遠くない未来、遺伝子操作によって優秀な子どもを得ようと、親の理想どおりにデザインされた「デザイナー・ベビー」を造ることが可能になるかもしれない。

(1) 現状の技術

昨年、代理母問題が大きく取り上げられ、その中で、オーストラリア夫妻がタイの代理母女性に産ませた子どもがダウン症⁽²⁾であるからという理由で引き取りを拒否したという事例があった。また、性別が気に入らないという理由でも拒否する親もいるようだ。日本でも、諸事情により育てられない新生児を預ける「こうのとりのゆりかご」(赤ちゃんポス

⁽¹⁾1997年アメリカ映画。監督・脚本はアンドリュー・ニコル。

⁽²⁾体細胞の21番染色体が1本余分に存在し、計3本(トリソミー症)持つことによって発症する、先天性の疾患群。症状の身体的特徴として「顔が平たい」「目がつりあがっている」「目と目の間が開いている」「長い舌」「太く短い首」「太く短い指」「全身の筋力の低下」「心臓の異常」「食道閉鎖症」など。内臓にも異常が起こる例が多い。

ト) が熊本県の慈恵病院に設置されているが、設置から約7年が経ち、預けられた数は100人を超え、そのうち何人かは障害を負っている子どもだという。また中国広州市で昨年1月に設置した赤ちゃんポストでもわずか二カ月で262人もの乳児が、そのうちの多くがダウン症や知的障害の乳児だという⁽³⁾。子どもが欲しいと願って、産まれてきた子どもが障害を持って生まれてきた時、ありのまま受け入れる親もいれば、その後の育児、また子の将来を憂い自信が持てず、やむを得ず子どもを手放すという親もいる。

こういった悲しい事例を減らすために、出生前診断も行われている。妊娠すると産婦人科で定期検診を受け、血液検査や尿検査、超音波診断などで性別、胎児の健康状態についてもある程度調べられる。この時、羊水検査⁽⁴⁾や「母体血清マーカーテスト」⁽⁵⁾という検査を行えば、胎児がダウン症あるいは神経管奇形⁽⁶⁾である確率を算出することができる。羊水検査においては、2013年には、新型出生前診断(NIPT)⁽⁷⁾が実施され始めた。この検査は、穿刺針で母体を傷つけ流産の可能性を招いてしまう羊水検査と比べ、母体からわずか200CCの血液を採取するだけで染色体異常を調べ胎児の先天性異常を予見することが可能で、利用者数は年々増加しているという。これらの検査は手軽に行えるので、妊婦の側も深く考えずに、普段の検診の流れで受診し産むか墮胎させるか、の判断を下すことができる⁽⁸⁾。

しかし中絶は肉体的、精神的に大きな負担がかかり、日本では妊娠22

⁽³⁾<http://news.mynavi.jp/news/2014/03/23/032/>.

⁽⁴⁾妊娠子宮に長い注射針に似た針を刺して羊水を吸引し、得られた羊水中の物質や羊水中の胎児細胞をもとに、染色体や遺伝子異常の有無を調べる。

⁽⁵⁾妊婦の血液のタンパク質濃度を測定する検査。

⁽⁶⁾胎児ができる初期の段階で形成される脳や脊椎のもととなる神経管とよばれる部分がうまく形成されず、きちんとした管の形にならないことに起因して起こる障害。遺伝などを含めた多くの要因が複合して発症する。二分脊椎では、生まれたときに、腰部の中央に腫瘍があるものが最も多く、重篤な場合には下肢の麻痺を伴うものもある。また、脳に腫瘍や脳の発育ができていない無脳症などもある。

⁽⁷⁾英名 Non-invasive prenatal genetic testing (無侵襲的出生前遺伝学的検査) から。

⁽⁸⁾本来、母体保護法には胎児条項(胎児の障害を理由とした中絶をみとめる規定)はないが、ダウン症など胎児の障害ゆえの中絶は「身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれ」という条文を拡大解釈して実施されている。

週を超える中絶は法律で禁止されている⁽⁹⁾。そのため、着床前診断⁽¹⁰⁾という技術を使う方法もある。着床前診断を行うためには体外受精⁽¹¹⁾がなされなければならないが、男女の染色体の選択をはじめ、胚の段階で健康な胚とそうでない胚を選択することができる。健康な胚であれば、その胚を母親の子宮に移し、そのまま育てれば良いし、ここでどうしても子どもに遺伝してほしくない特定の遺伝子形が見つければ、その胚を子宮に戻す必要はない。余剰胚は廃棄されるか、胚性幹細胞⁽¹²⁾の研究に使われる。

着床前診断にかかる費用は高く、体外受精につきまとう多胎妊娠が起きる可能性もあるが、男女の区別だけでなく、数百という遺伝病・障害の有無が確かめられるこの診断はメリットが大きい。特に産み分けに関しては、各国が倫理面などから規制を敷いている中で、比較的規制の緩いタイが現在注目され、タイで産み分けを行う日本人夫婦も年々増えているという。

(2) 将来の技術

近年、科学技術は急速に発達している中で、最も注目されているのが遺伝子解読である。1990年から遺伝子解読の取り組みが行われ、2003年には殆どのヒト・ゲノム計画⁽¹³⁾は完了した。今後も配列の解析は進み、

⁽⁹⁾母体保護法2条2項 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保持することのできない時期に、人工的に、胎児及びその付属物を母体外に排出することをいう。「胎児が、母体外において生命を保持することのできない時期」の基準は、通常妊娠22週未満であること。この時期を過ぎると、「母体外でも生命を保持することができる」とされ胎児は新生児扱いになり、刑法212—216条堕胎罪が適用される。

⁽¹⁰⁾着床前診断 (Preimplantation Genetic Diagnosis) 受精卵が8細胞期の段階で、その遺伝子や染色体を解析し、遺伝病や、染色体異常等を発見する。

⁽¹¹⁾不妊治療のひとつ。1978年、体外受精によってルイズ・ブラウン（世界初の試験管ベビー）が誕生。

⁽¹²⁾胚性幹細胞 (Embryonic stem cells) 受精卵初期段階である胚盤胞期の胚の一部に属する内部細胞塊より作られる幹細胞細胞株のこと。生体外にて、理論上すべての組織に分化する分化多能性を保ちつつ、ほぼ無限に増殖させることができるため、再生医療への応用で注目されている。

⁽¹³⁾人間を形作るために一人一人に設定された情報のこと。この情報を全て解読して人の遺伝情報を明らかにし、医学では遺伝子治療などさまざまな分野で役立てようとする

近い将来には完全にゲノムが解析され、性格や病気、才能などを表現する遺伝子すらも解読出来るとされている。

そして2013年、ついに両親の唾液から遺伝子情報を解析し、生まれてくる子供の目の色や背の高さ、がんなどの病気になるリスクを予測する手法の特許がアメリカで認められた⁽¹⁴⁾。遺伝子の配列が解読できると、生まれてくる子どもの出生から将来にわたって罹る病気の特定は勿論、さらに遺伝子操作を加えることで、病気の治療や予防をはじめ性格や才能など子どもの性質を自分達好みにデザインしたり ^{エンハンスメント} 増強⁽¹⁵⁾することも可能になる。

子どもには優秀な医者になって欲しい、誰よりも美しい容貌を持った子にしてあげたい、スポーツ選手になって欲しいなど、子どもを持つ予定の親は子どもを産む前から子どもの将来像の夢に花を咲かす。その為に、現在でも結婚する相手を選びすぎる、又は理想の子どもが欲しいがため精子提供者を探し出そうとする親も少なくはない。アメリカでは理想の子どもを造る為の手段である精子バンク、卵子提供が普通に行われている⁽¹⁶⁾。購入する際には、提供者のプロフィールを吟味し、身長、皮膚の色、学歴は当然のこと、SAT(アメリカの大学に入るときの共通テスト)の点数まで要求する人もいるという⁽¹⁷⁾。それらの精子・卵子を使い遺伝的には繋がっていないが、自分が求める特徴を持つ男性からの精子と女性からの卵子で、自慢の子どもを造ろうとする。しかし、これにはま

る国際計画。

⁽¹⁴⁾<http://www.asahi.com/articles/TKY201310190433.html>.

⁽¹⁵⁾「エンハンスメント (Human Enhancement) は、先端生命科学技術を、治療目的を超えて、「より望ましい子ども、優れたパフォーマンス、不死の身体、幸せな魂といったものに 対する深くてなじみある人間的欲望を満たす」ために用いること (Presidential Council 2004=2005) であり、また、「健康の回復と維持という目的を超えて、能力や性質の「改善」を目指して人間の心身に医学的に介入すること」(松田、2006) であるといった定義 が与えられます。またエンハンスメントは、日本語で「能力増強」と訳したり、「増強的介入」と訳したりすることもあります」(土屋敦 (2007年)「エンハンスメント論と先端生命科学の現在・近未来——欧米圏におけるエンハンスメント論争の構図——」、『市民科学』第10号所収、1頁。

<http://archives.shiminkagaku.org/archives/file/csij-journal%20010%20tsuchiya.pdf> より)。

⁽¹⁶⁾A・キンブレル著、福岡伸一訳 (2011年)『すばらしい人間部品産業』講談社、118-134頁。

⁽¹⁷⁾<http://www.globe-walkers.com/ohno/article/designerbaby.htm>.

だ不確かさが残っており、いくら優秀な遺伝子を貰ったところで、確実に子どもに思い通りの才能が遺伝するかは分からない。

しかし、適切な遺伝子操作を加えることが出来るようになれば、その不確かさも解消できる。遺伝子操作は、本来の遺伝子を改変して能力を強化することも可能にする。既に賢いマウスを生み出すことには成功しているのです、ヒトに応用できることは確実とされている。血のつながった親子でありながら、知能、運動能力、容姿・体型そして性格など、親の希望通りにデザインされた赤ちゃん「デザイナー・ベビー」を造る時代が到来する日も近いかもしれない。

2. 遺伝子操作に対する考え方と問題

遺伝子の欠陥をなくし、子どもを「より強く、美しく、健康に」してあげたいという願望を追求するのに何か問題があるのか。自分達の大切な子どものために、できるだけ優れた能力を与えてあげたいという親の愛情は自然なものであるが、子どもの性質に対してどこまで介入する自由があるのだろうか。

生まれながらに五体満足で、ずっと健康に恵まれている人もいれば、先天性や後天性の疾患を抱えて生きている人もいる。こればかりは、自分の命運でもあり、覆す事は出来ない。しかし社会を生きていく中で、障害、疾患を有していることで、本来はあらゆる権利が与えられているのに、選択肢が制限されるということは残念ながら存在する。それゆえ、子どもには不利益を被らないよう出来るだけ多くの選択肢を選ばせてあげたいと願う。前章までで紹介したとおり着床前診断や遺伝子操作によって、胎児の異常が発見されうると同時に、それについての選別、改良が出来るようになったが、どこまでが治療の範囲なのか線引きが難しい。

(1) 親が子どものために遺伝子操作を望む理由

親が自分たちの子どもの遺伝子を改良し、両親の思い通りの能力を増強してあげることは果たして親の権利なのか。遺伝子操作技術を擁護す

る者たちの主張によれば、基本権として保障されている両親の教育権⁽¹⁸⁾を拡大解釈すれば、自身の子どもたちの遺伝的基盤を改良する優生学的自由を付け加えることも正当だとしている⁽¹⁹⁾。子どもの人生における成功の可能性が最大限に高められるよう、健康な人間に増強する義務も含まれて「最高の人生への最高の機会」を与えられるよう、テクノロジーを用いて子どもの遺伝子改造義務も親には課されるとしている。

たとえ若く健康な夫婦間の妊娠であっても、さまざまな欠陥が胎児に現れうる。20人に一人のベビーが何らかの先天性異常を抱えて生まれ、その半数近くが小児科医に重症と判断されているのが現状で、欠陥遺伝子による障害も100人に一人の確率で起こるとい⁽²⁰⁾。これらの障害のために、大切な子どもがこれからの日常生活で不自由をすることなく、完璧な人生をスタートできるように整えてあげたいという気遣いの面では、親が子どもの設計者の役割を演じることにもならなければ、親が子どもを自らの意志や産物や、自らの野望のための道具へと変えてしまうことにはならないだろう。

親には子どもを教育する義務や子どもが自らの能力や天賦の才を見出し、育んでいくのを支援する義務がある。自分達の苦労も惜しまず子どもを一生懸命に支援する親を称賛するのであれば、遺伝子増強を用いて子どもを支援することの間にはどんな違いがあるのか。熱心な親が子どもを形取る方法は違っても、同じ子どもへの愛という精神面は類似していることには変わりがないのに。ここで問題となるのは「何をもって幸福な人生とするか」という個人の定義を、親が決めてしまうということだ。

(2) 子に対する遺伝子操作の問題点

⁽¹⁸⁾教育権は自然権の一部であり、子どもの自己教育において、知識、経験等の不足している要素を補うために子供たちが自己教育の多くを、大人たちに委任するという形で存在し、就学以前の子どもにどのような教育を行うかはすべて親に任されている。

⁽¹⁹⁾ユルゲン・ハーバーマス著、三島憲一訳(2004年)『人間の将来とバイオエシックス』法政大学出版局、83頁。

⁽²⁰⁾ロジャー・ゴスデン著、堤理華訳(2002年)『デザイナー・ベビー 生殖技術はどこまで行くのか』原書房、79頁。

(i) 子どもの自己決定を不可能にすること

しかし障害や病気の因子を排除して生まれながらに遺伝子上の装備をつけてあげることが、親の責任であるとして道徳的に問題がないかどうかは、子どもの同意を得てからの話でもある。つまり、同意を想定したうえで遺伝子を操作しても正当化されうるのは、おそらく生まれてくる子どもが嫌がるのが予想される明らかにひどい障害や欠陥を防ぐ場合にのみだ。しかし、時にはそこから自身の価値を見出すときもある。『叫び』を描いたノルウェー表現派の画家エドワード・ムンクは精神疾患に苦しんでいたが、こう語ったという。「病気から解放されたいとは思わない。僕の絵の源泉だから」。彼は生まれながらに虚弱体質で長くは生きられないだろうとも診断され、常に「死」を身近なものに感じていたからこそ、彼は個人的体験に基づく「愛」「死」「不安」を芸術表現に昇華したことで高く評価されてきた。

そもそも欠陥のある人、ない人の違いとはなんだろうか。

確かに健康の良さは、人柄の良さと同じように健康であればあるほど良い。しかし、障害者や患者は健康ではないからといって、幸福を最大限に感じる事ができず充実した人生を送れないということはない。少し個人的な話になるが、私自身も先天性疾患を持って生まれたために、健康とされる人と比べると自分が選択できる範囲が小さいと感じることもある。しかし多少のハンデはあっても普通に生活することができ、様々な行為が出来る能力(権利)があるのだ。それを健康でないとは、(少なくとも)私は言えないし、同じように障害や病気を持ちながらも、それを特徴として捉えて生きている人がいる以上、あらかじめ親が欠陥を危惧するということは、彼らを欠陥がある人として差別してしまうのと同じことだ。

生まれてきた子どもの誰もが、自分の性質を素直に受け止められるとは限らないが、それでもその事実を受け止めるのは子ども自身なのであり、親の価値観で決められるものではない。それを勝手に子どもは同意してくれるだろうと決めつけ、遺伝子操作を実施しようとしている親の行為はもはや子どもに対しての義務や権利とは認めがたく、親の過干渉

なのではないか。

そして疾患、障害のあるものを認めず、自分達にとって優れているものだけを肯定するという考えは、過去の優生学的思想⁽²¹⁾を彷彿させてしまう。

(ii) 「生命は贈りもの」であるという思想の喪失

これまで子どもにしてあげるという表現も用いてきたが、そもそもの前提として人の誕生においては、神や自然のように誰の手にも届かない存在によって生み出され、託されたという「贈りもの」と理解されるべきだろう。それは、子どもをそのあるがままに受け止めるということであり、子どもが自然に受けとった能力に決して手を加えることはできない。神学者ウィリアム・F・メイの「招かれざるものへの寛大さ」の言葉が意味しているのは、支配や制御といった服従の衝動を抑制し、贈られものとしての生という感覚を呼び覚ますような心持ちである⁽²²⁾。だから、子どもは決して親の所有物ではないことを認識しておかなければならない。

しかし生殖技術の発展において、もはや私たちは生命を創造、操作出来るという錯覚に陥りがちになってしまう。試験管で人為的に卵子と精子を受精させ希望にそった子どもを造り出そうとすることで、尊ぶべき生命の萌芽を生み出すという認識が持てず、ただ将来的に人になる権利がある細胞を造っているという実感が得られるにすぎなくなる。その中では、もはや生命は与えられたもので不可侵の権利⁽²³⁾をもつ存在だという前提が崩壊し、私たちの道徳的理性が麻痺してしまう為、胚を天秤に

(21) 「生物の遺伝構造を改良する事で人類の進歩を促そうとする科学的社会改良運動」と一般に定義される。背景には著名な生物学者で進化論・自然選択説を発見したダーウィン、及び人間社会においても生物淘汰による進歩を促すべきとする社会ダーウィニズムに基づく。その後、優生思想はナチスの「生きるに値しない生命の抹消」

(vernichtung lebensunwerten lebens) 計画は、ホロコースト (holocaust) を通してユダヤ人、ジプシー、障害者、同性愛者などを含む数百万の「不適合」なヨーロッパ人を組織的に殺害する形となった。

(22) マイケル・J・サンデル著、林芳紀、伊吹友秀共訳 (2010年) 『完全な人間を目指さなくてもよい理由 遺伝子操作とエンハンスメントの倫理』ナカニシヤ出版、50頁。

(23) 教皇庁教理省 (1987年) 『生命のはじまりに関する教書』、79頁。

かけ「生きるに値する」、「値しない（欠陥品）」との選別をしてしまう。そして自らが選んで造った子どもであるがため、どんな人生を歩ませようが自分たちの権利だと思い込んでしまうことも自然なことかもしれない。遺伝子操作による「デザイナー・ベビー」の創出は生命を操作できるという自惚れであり、贈られものとしての生への畏敬が失われていることが示唆される。

3. バイオテクノロジーの進化と変容する社会

バイオテクノロジーの進歩は多くの恩恵を私たちに与えてくれる。しかし一方で、生命現象の根幹を成す遺伝子を自由自在にあやつる技術は私たちから被贈与性という意識の薄れを招き、アイデンティティの確立への機会を喪失させようとする。そして徐々に社会をも変容させ、私たちは否応がなしに巻き込まれてゆくことになる。

(1) 遺伝子操作が親子の関係を変える

民主主義社会においては皆、自分たちの人生計画を「自己の能力に沿ってできる限り」追求する権利を持っている。人生がどう転がっていくかは分からないが、自分にとって出来るだけのことを精一杯してみたい。しかし、こうした自由を追求することも、遺伝的に条件付けられた能力や素質や特徴によって限界づけられることも確かなことである。そのため、親の価値観によって「デザイナー・ベビー」を造り出し、子どもの人生をプログラミングしてしまうことは決して正しいとは言えない。

この問題に関してハーバーマスは、「誕生の前に両親の配慮のおかげで特定の能力に優れた素質を持たされた子どもが、親の意図を「受け入れて自分の意図とした」場合には、自己の肉体的実存からの疎隔感といった影響や、それに対応した「独自の」人生を歩むための自由の制限は生じないことになる。反面、自分の意図と[自分にプログラムした]親の意図とが調和することが保証されると確実に言えない限りは不協和音が生じる可能性がある。遺伝子工学的によってゲノムに刻印された意図に対しては、自然に生まれた人格のように、自分のライフストーリーを自己

のものとして認め、自らの才能（あるいは障害）に対して、自己理解をし、自己の与えられた意義に答えを見出すことが出来ない」⁽²⁴⁾。と親が遺伝子に介入することに批判を述べている。

生まれたときから数多の可能性を秘めているのに、「あなたはこうなるべく遺伝子をデザインしたのだから」と人生がプログラムされることで、子どもが自らこうありたいと意思表示をし、時には意見の衝突が起きても相互に理解を重ねて自己実現をしてゆくという、親子のコミュニケーションの機会を奪われるおそれがある。また、たとえデザインされた子どもが自律を損なう事が無かったとしても、子どもの将来を方向付けようとする事は、もはや子どもに対する愛情や思いやりではなく、親の自己肯定を子どもにさせようとする支配や統制となんら変わりが無いのだ。

（２）際限なく拡大する責任の到来

遺伝子操作が普及すればするほど、生まれてくる子どもの能力や健康状態について親への責任が大きくなる。以前ならばダウン症児の出生は偶然の問題であったが、今日ではダウン症やその他の遺伝的障害をもつ子どもの親の多くが周囲からの非難や自責の念を抱いている⁽²⁵⁾。出生前診断が登場したことで事前に障害の有無の検査とそれに従った選別が出来る今、親には決定責任が課され、選別を慎む親は「向うみず」とされ、子どもにふりかかるあらゆる遺伝的欠陥に責任を負わされる。そこに遺伝子操作という選択肢が加わると、生まれてくる子の状態に関して更に世間の評価が厳しくなり、親の責任がより重くなるのが容易に想像できる。

⁽²⁴⁾ハーバーマス、前掲書、103-106 頁。

⁽²⁵⁾以下参照のこと。 Amy Harmon, “The Problem with an Almost-Perfect Genetic World” New York Times, November 20, 2005 ; Amy Harmon, “Burden of Knowledge : Tracking Prenatal Health” New York Times, June 20, 2004 ; Elizabeth Weil, “A Wrongful Birth?” New York Times, March 12, 2006.

また遺伝子操作が当たり前になると、生まれてくる子どもに「遺伝子操作されたことが前提」として能力や結果に責任が重くのしかかる可能性もある。

たとえば現在であれば、ラグビー選手がパスに失敗して点を取り損なった際、そこで叱咤されるのは集中力が欠けていて適切なタイミングを逃したなどということだけである。しかし遺伝子操作が当たり前の社会になると、やがては選手の「身長が低いせいでボールに手が届かなかった」や「体格が小さいせいで当たり負けしてパスがとれなかった」といった帰すべき責任が無いことでも責められるようになるかもしれない。

以上のことから、責任の増殖とそれが生み出す道義的重責は、バイオテクノロジーの進化によって発生した規範の変化に見出されることになる。

(3) 共同体としての義務と連帯性の希薄化

自分自身や子どもの人生に対する責任が拡大するにつれ、社会における他者との連帯意識は薄らいでゆく。たとえば万が一大きな病に罹患した時に備えて皆で負担し合いながら保障を用意する、相互扶助で成り立つ生命保険は、病気に罹らないようあらかじめ遺伝子治療を受けた人にとっては、不必要なものである。彼らがこぞって相互扶助の輪を外れることで、病気になるかもしれない（遺伝子操作を受けていない）人たちの負担は増大し、最終的に保険という制度は維持する事ができなくなる。

連帯意識とはどういったものか考える前に、フランス語の「ノブレス・オブリージュ(noblesse oblige)」⁽²⁶⁾という言葉を紹介する。これは訳すると、特権や社会的地位の保持には責任が伴うことを意味している。よって、人生における成功者も特権者として、そうでない人々を助ける義務があると考ええる。

ではどうして人生における成功者は、恵まれない人々に対して、何らかの責務を負わなければならないのか。この問いに対してサンデルは被

⁽²⁶⁾1808年、フランスの政治家ガストン・ピエール・マルク(1764-1830)が、高貴な身分の義務にとまなう社会的義務を強調し初めて使い誕生した言葉。

贈与性の観念に依拠するところが大きいと述べている。「成功者に繁栄をもたらした生来の才能は、自分自身のおこないではなく、遺伝上のめぐりあわせという運のよさに由来している⁽²⁷⁾。もしわれわれの遺伝的資質が天賦の才という、贈られものにすぎず、われわれが自らの功績を主張できるような偉業などではないとすれば、市場経済の中でそうした遺伝的資質を用いることで獲得された報酬のすべてが自分のものだと考えるのは、誤りであり自惚れである。それゆえ、われわれは、自らには何の落ち度もないにもかかわらずわれわれと同等の天賦の才には恵まれなかった人々と、この報酬を分かち合う責務を有しているのである」。

さらに「このように考えてみると、連帯と被贈与性との結びつきが明らかになる。われわれの天賦の才は偶然なのだという強固な念 — 誰一人として自分自身の成功に対する完全な責任を有している者はいないのだという意識 —こそが、成功は有徳さの証であり、裕福な人々は貧困な人々よりもいっそう富の享受に値するがゆえに裕福であるのだという独善に似た思い上がり、能力主義社会の中に醸しだされてくるのを防いでいる」⁽²⁸⁾。と述べている。

遺伝子操作を用いることで、遺伝子のめぐり合わせによる結果を覆し、偶然であったことを選択に代えることが可能になると、人間の能力や偉業の被贈与的性格は薄らいでいくとともに、私たちが運命共同体の一員として理解する能力も薄らいでいくだろう。

4. 結論として

「デザイナー・ベビー」は一見すると子どもへの愛情から生まれた技術ではあろうが、それでも私は誕生させるべきではないと考える。

子どもの人生は子どもの意思決定に依拠するものであり、自分に与えられた能力に向き合い、たとえ短所があったとしてもそれに対して努力や工夫をして自己を成長させていくべきで、そこに他人が干渉すべきではないと考える。

⁽²⁷⁾John Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971, pp.72-75, pp.102-105.

⁽²⁸⁾サンデル、前掲書、96頁。

これに対する意見として、生まれてくる子どもが欠陥を持たないように、社会で困らないようにするのが親の義務だという考えが挙げられる。遺伝子操作の技術が発展すれば障害や能力差により「生まれながらにして他者と差がついてしまう」といった事態を防げるかもしれない。もしそうなれば確かに生まれてきた子どもはみな身体的には平等な人生をスタートさせることができるだろう。

しかし従来の遺伝子を持つ人との共存ができるかという問題が懸念される。

遺伝子操作をすることが認められる社会が到来すると、遺伝子操作されていない人間と遺伝子操作された人間の間に意識の差が生まれ、障害者、病弱者など社会的に少数とされる人々に対しての差別が科学的に正当化される。そしてそういう世の中では、ありのままに生まれた子どもは、いくら努力したところで能力が増強された人には到底及ばないと悟り、「努力は必ず報われる」という道徳教育でさえも完全に崩壊してしまう。

また「デザイナー・ベビー」の技術はクローン技術と同じように、遺伝子上は同じ性質にすることが可能になることから、万が一の移植バンクとしての利用法も模索されている⁽²⁹⁾。現在、身体の臓器が機能しなくなったら、臓器移植ネットワークを通じて、他者からの移植を待つが、それがいつになるかわからないし、更には確実に自分の身体に適合するか分からない。これらの問題も、あらかじめドナーになる子どもを造っておけば、すぐに対処できる。(しかしドナーとして用意された子には、もはや人権などほぼ無いようなものだ。)

次世代の子どもを遺伝子操作による格差や差別から守るとともに、現存する人々の生活や思想を守るためにも、やはり「デザイナー・ベビー」という技術を容認できない。

遺伝子操作というドーピングに頼らずに、思い通りにいかない有限の

⁽²⁹⁾ <http://www.globe-walkers.com/ohno/article/designerbaby.htm>。また、「デザイナー・ベビー」を題材に使った本に、『私の中のあなた』(ジョディ・ピコ著、川副智子訳(2006年)早川書房)という作品がある。

能力とこの不条理な社会で、どのようにして自己を確立し、それぞれが与えられた人生を価値あるものに変えることができるか、そして親は自分たちと違う子どもをありのままに受け入れることができるのか、それらの問いの答えをこの「デザイナー・ベビー」の問題から考えていきたい。

Life consists not in holding good cards, but in playing those you hold well.
人生は良いカードを持つことではない。持ち札のなかで最高のプレーをすること、それが人生の醍醐味である。

Josh Billings (1818-1885)

[参考文献]

- ロジャー・ゴスデン著、堤理華訳（2002年）『デザイナー・ベビー 生殖技術はどこまで行くのか』原書房。
- A・キンブレル著、福岡伸一訳（2011年）『すばらしい人間部品産業』講談社。
- マイケル・J・サンデル著、林芳紀、伊吹友秀訳（2010年）『完全な人間を目指さなくてもよい理由 遺伝子操作とエンハンスメントの倫理』ナカニシヤ出版。
- ユルゲン・ハーバーマス著、三島憲一訳（2004年）『人間の将来とバイオエシックス』法政大学出版局。
- 玉井真理子、大谷いづみ共著（2011年）『はじめて出会う生命倫理』有斐閣。
- ・生命の設計と新優生学に関しては以下。
<http://www.med.osaka-u.ac.jp/pub/eth/mspaper/paper16.htm>
<http://www.geocities.jp/torikai007/1939/racism.html>
 - ・生命倫理学に関する資料は以下。
<http://www3.kmu.ac.jp/legalmed/ethics/index.html>